

環境審議会 専門部会

海老名市経済環境部資源対策課

平成29年5月31日

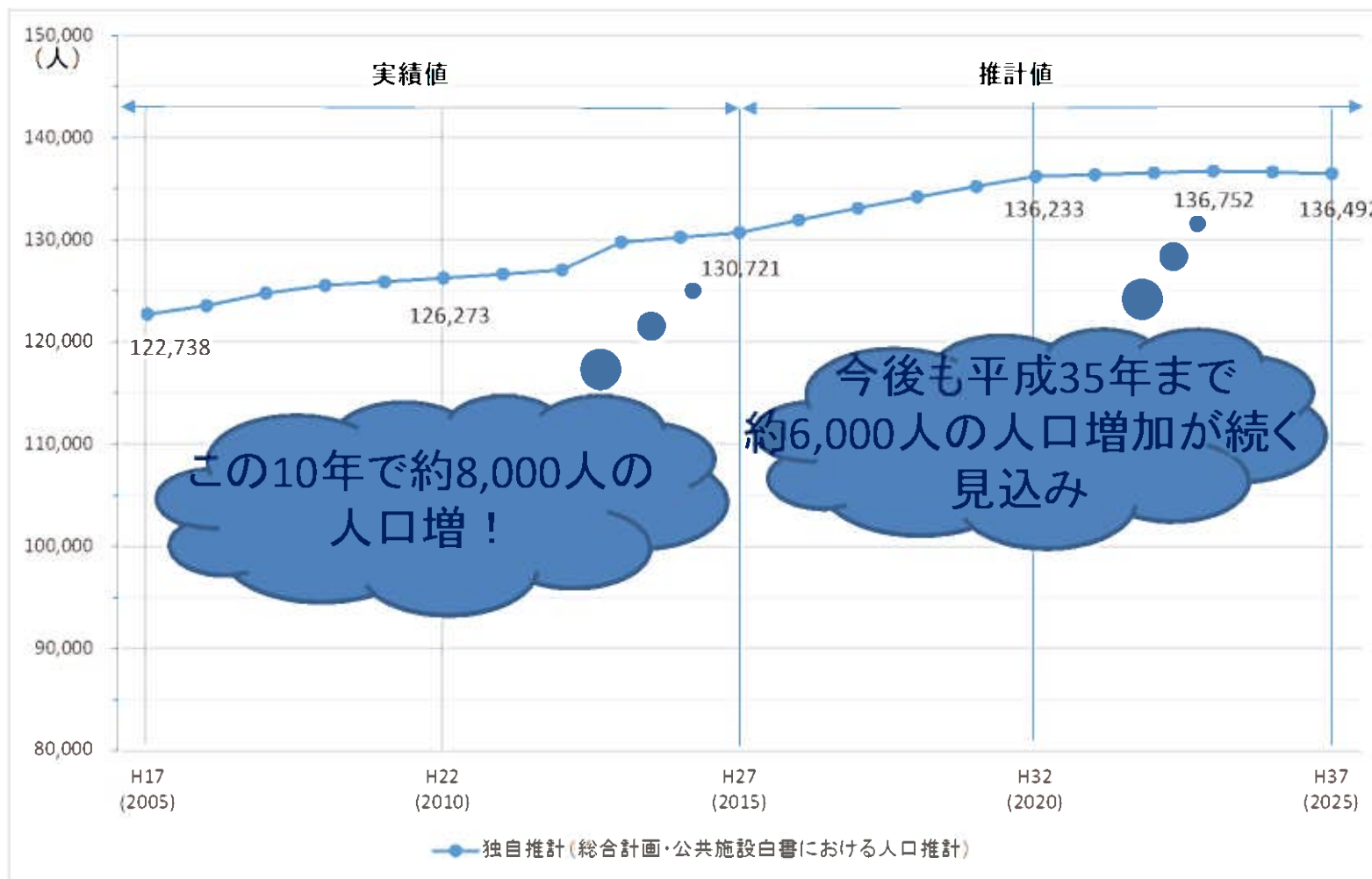
海老名市清掃行政の歩み

年度	清掃行政	その他事業関係	人口	ごみ量 (ト/年)
S 30	町民が防空壕をごみ捨て場として利用し、問題となる		16,535	
S 38	高座三町清掃処理組合設立(一部事務組合)			
S 39	ごみ収集の申込制開始	高座三町清掃処理場が海老名町本郷に決定		
S 40	ごみ収集開始。週2回ポリバケツ収集		28,915	
S 42	ごみ申込制からごみ停留所制に変更	ごみ焼却炉完成(高座)		
S 45	ポリ容器収集を廃止し、紙袋収集に変更。紙袋は、町内のタバコ屋で販売 ビニール製ごみ袋使用禁止		44,492	
S 46		市政施行(11月1日) 第2次ごみ焼却炉完成(高座)		
S 49		粗大ごみ処理施設完成(高座)		
S 50	良質のごみ袋販売開始		59,783	
S 51	廃びん(酒店)の資源再利用			12,041
S 52		第3次ごみ焼却炉完成(高座)		

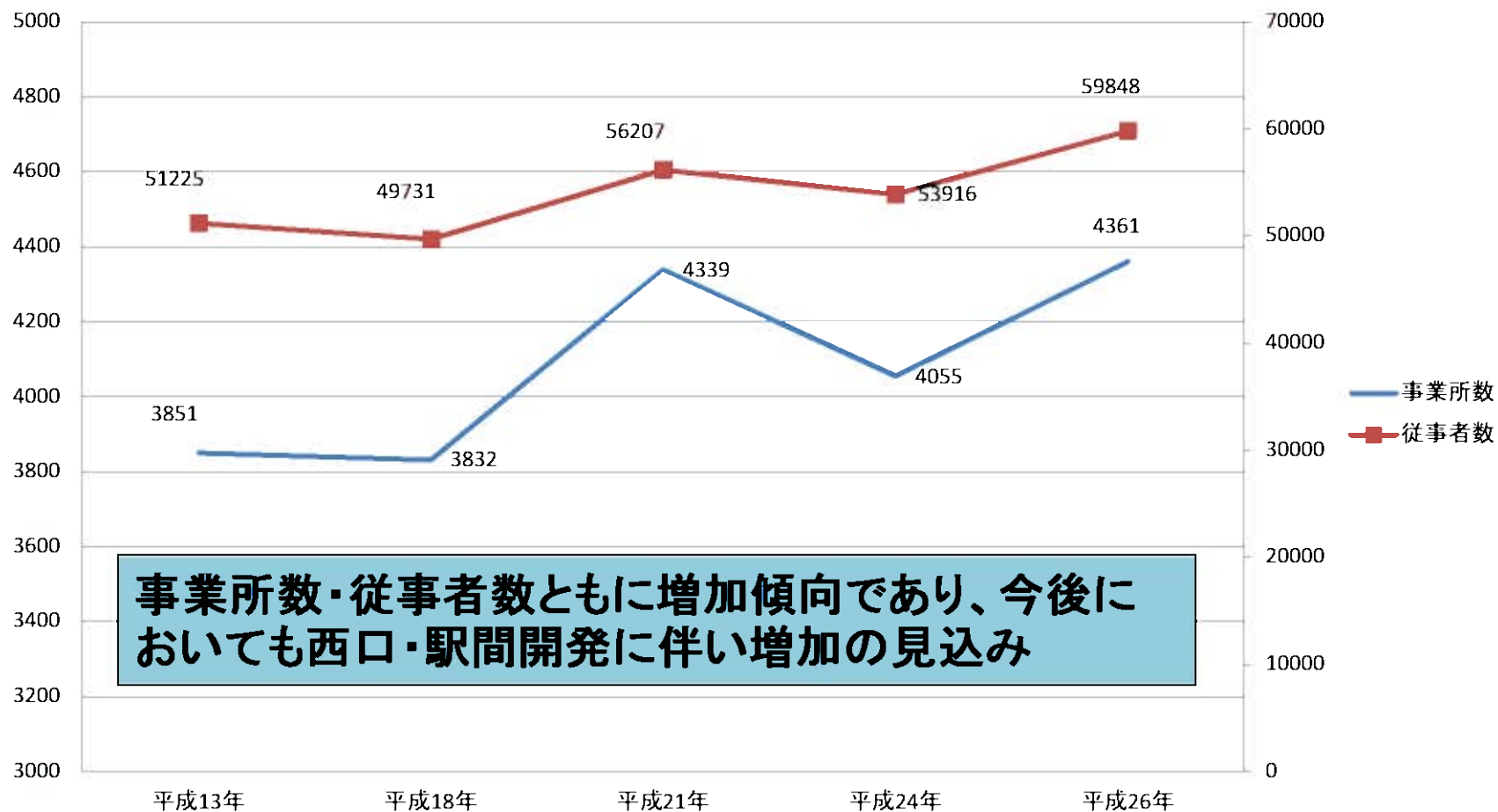
年度	清掃行政	その他事業関係	人口	ごみ量 (トン/年)
S 54		美化センター開所		
S 55			77,498	17,842
S 56	粗大ごみ戸別有料収集開始			
S 59	使用済み乾電池分別収集開始	第4次ごみ焼却炉完成(高座)		
S 60			93,159	23,431
S 61	夏季期間の可燃ごみ収集週3回収集施行			
S 62	可燃ごみ週3回収集開始 粗大ごみ美化センター自己搬入無料化実施			
H 2			105,822	34,043
H 3	「缶・紙・布」「びん」を月1回収集開始(資源協同組合)			
H 4	分別品目を「缶・びん」「紙・布」「燃やせないごみ」にし、月4回収集へ	ごみ焼却炉完成(高座)		
H 5	生ごみ処理容器設置費補助事業開始			
H 6	牛乳パックの分別収集開始	適正処理困難物の指定		

年度	清掃行政	その他事業関係	人口	ごみ量 (トン/年)
H 7			113,430	33,713
H 9	透明・半透明ごみ袋の導入			
H 10	ペットボトルの分別収集開始			
H 12	ミックスペーパーの分別収集開始		117,519	34,237
H 13	粗大ごみ処理手数料料金改定 容器包装プラスチック・食品トレー・廃食油の分別収集開始(月2回)	資源化センター、リサイクルプラザ 供用開始		
H 14	容器包装プラスチック・食品トレー・廃食油を週1回収集へ	高座清掃施設組合処理費の変更 (18円/kg→21円/kg)		
H 17	燃やせるごみ・生ごみを週2回収集へ 現在の分別品目による収集体制へ		123,764	30,878
H 22	生ごみ処理機補助額引き上げ(電動式)	高座清掃施設組合処理費の変更 (21円/kg→25円/kg)	127,707	28,324
H 26	生ごみ処理機補助額引き上げ(非電動式)			
H 27			130,190	28,978
H 31		高座清掃施設組合新炉稼働(予定)		

海老名市の人口推移



海老名市の事業所数の推移



(出典:海老名市統計書)

三市のごみの減量化目標

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画（以下、「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

→海老名市、座間市、綾瀬市及び高座清掃施設組合の4構成団体で計画を策定

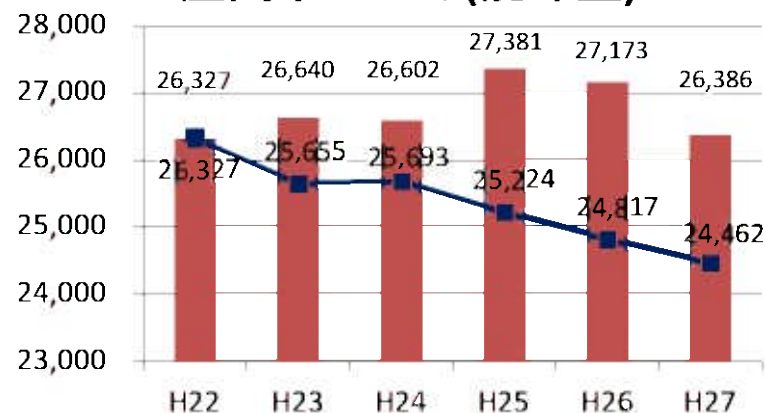
＜三市の計画目標＞

●焼却量(約32%減)

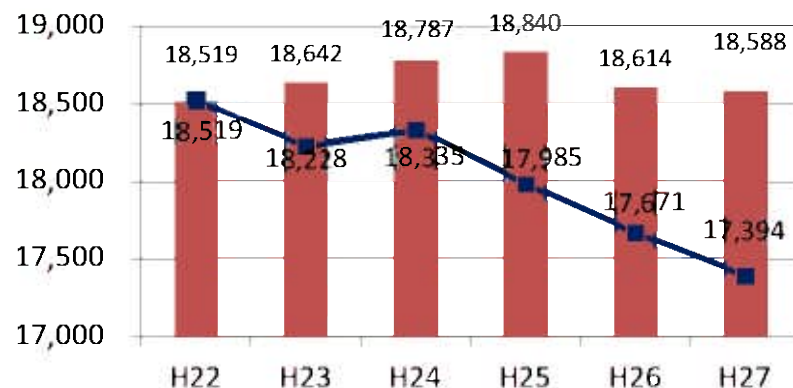
平成12年度87,725t/年 → 平成39年度約60,000t/年

(出典:一般廃棄物処理基本計画)

座間市のごみ(焼却量)



綾瀬市のごみ(焼却量)



海老名市のごみの減量化目標

＜海老名市の計画目標＞

●焼却量(26%減)

平成12年度(約32,980t/年) ⇒ 平成39年度(約24,427t/年)

○家庭系ごみ排出量

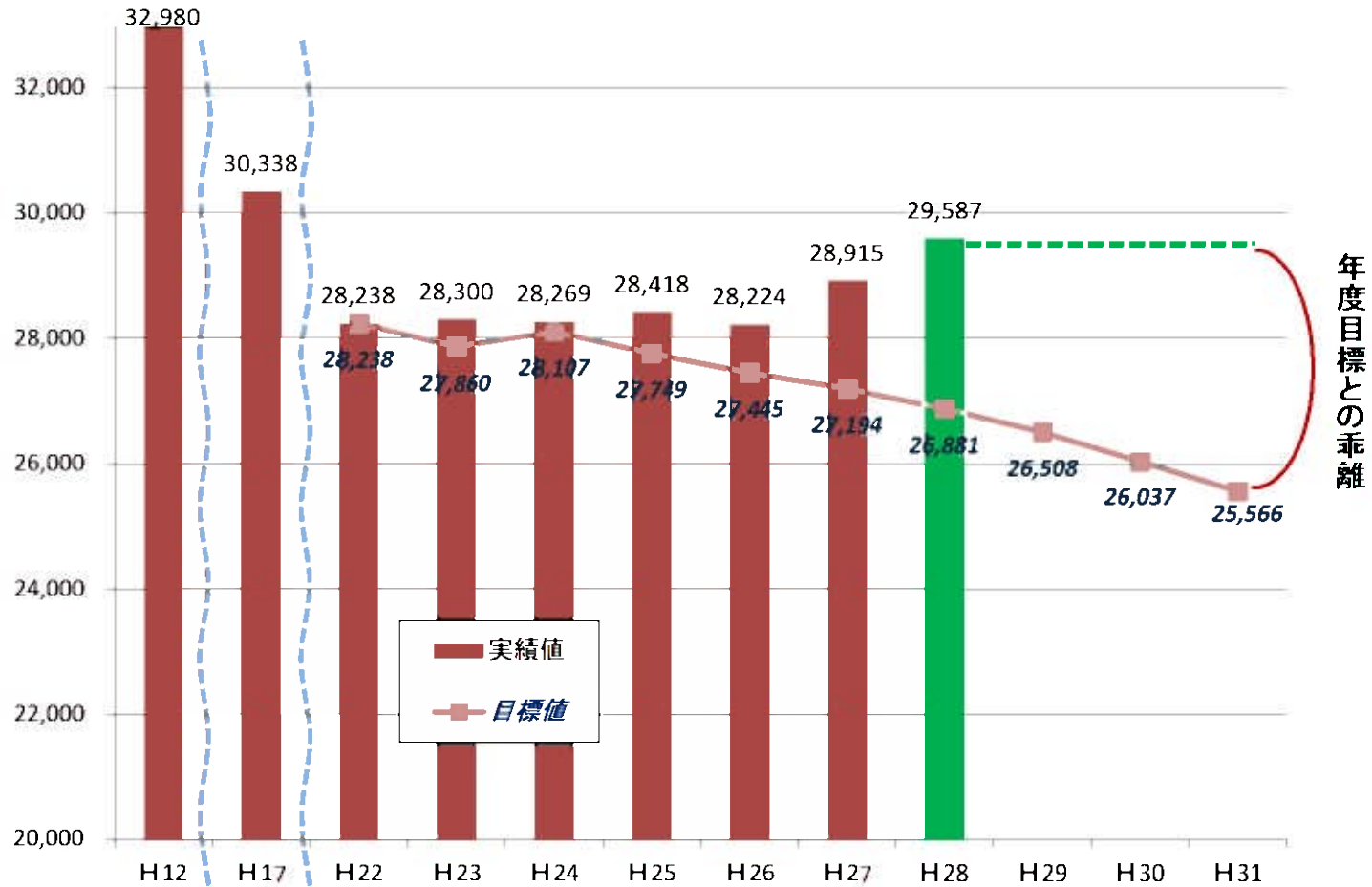
平成12年度(約26,000t/年) ⇒ 平成39年度(約20,000t/年)

○事業系ごみ排出量

平成22年度(約6,845t/年) ⇒ 平成39年度(約5,145t/年)

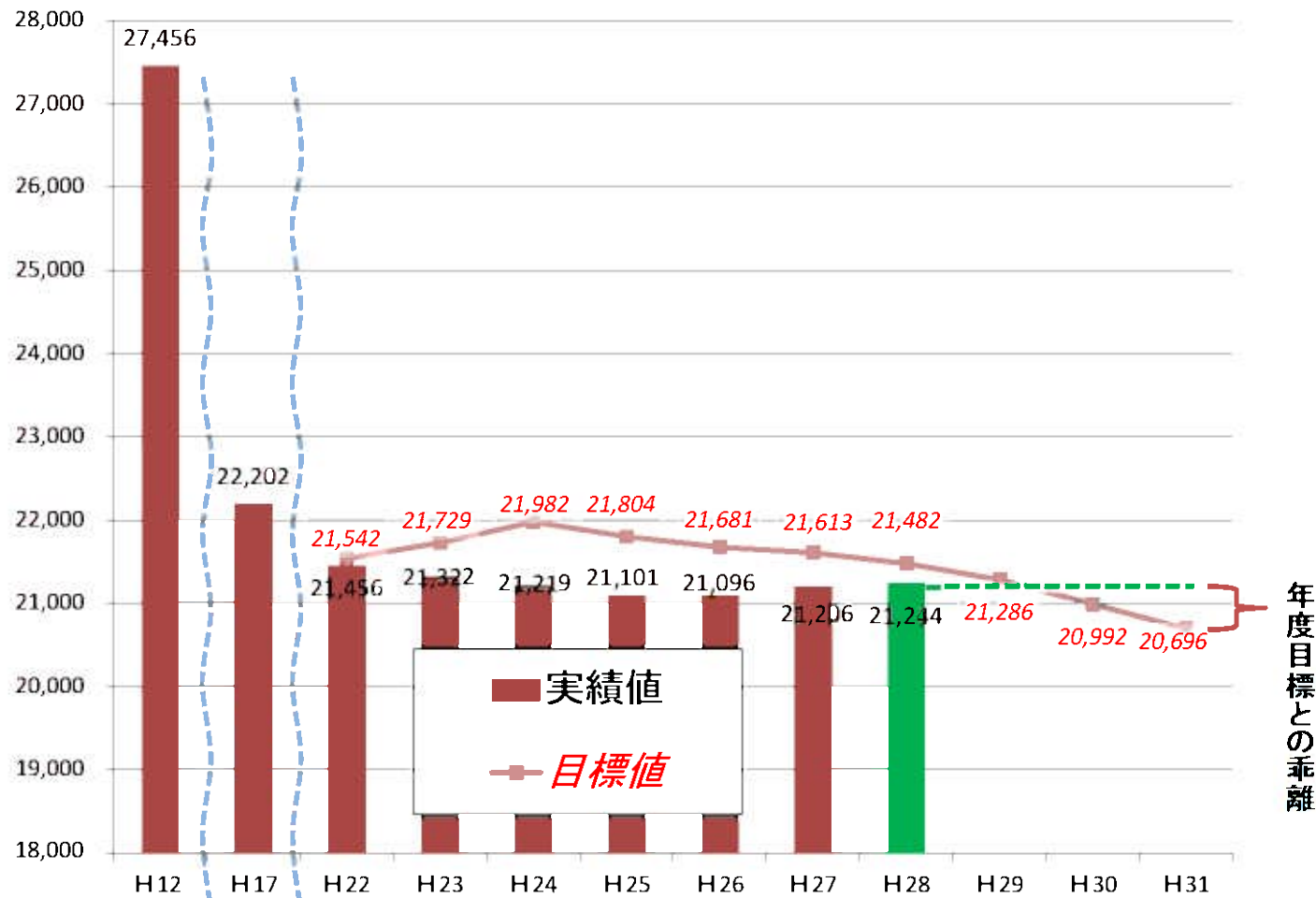
(出典:一般廃棄物処理基本計画)

海老名市のごみ（焼却量全体）



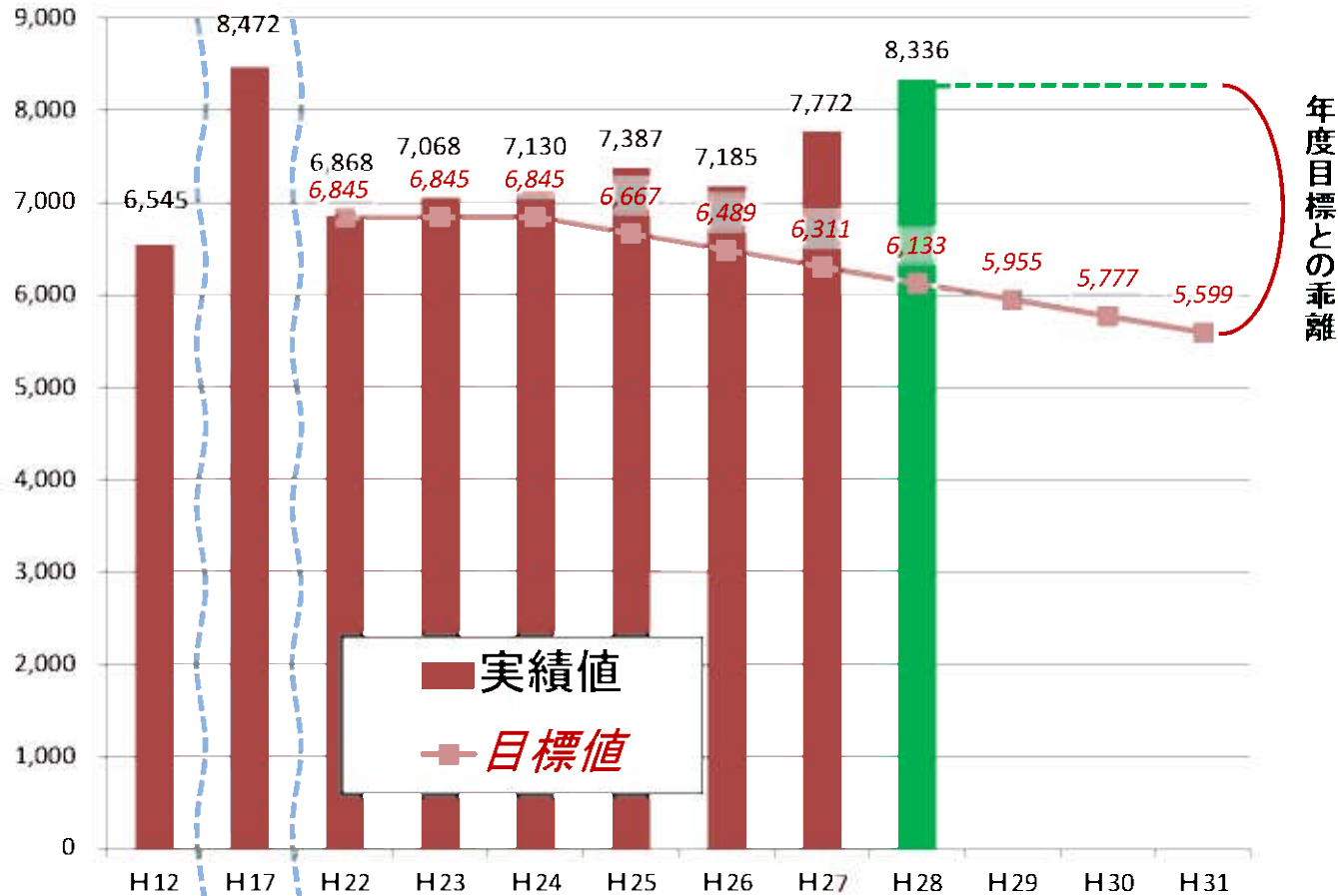
※平成28年度は見込み数値

海老名市の家庭系ごみ排出量について



※平成28年度は見込み数値

海老名市の事業系ごみ排出量について



※平成28年度について速報値

減量の目的

環境負荷低減

- 資源の消費を抑制し、環境負荷を出来るだけ少なくする循環型社会の形成

施設への負荷低減

- 焼却量を削減することにより、稼働日数を減らし、焼却炉を延命化させる

財政的負担の削減

- ごみ処理経費を削減し、他の施策に回すことにより行政サービスを拡大する

地元負担への配慮

- ごみの排出量を減らし、車両の搬入回数が少なくなることにより地元負担が軽減される

次世代の負担低減

- 次世代に負の遺産を残さないためにも、課題の先送りはしない

減量の必要性

家庭系ごみ(燃やせるごみ)の組成分析結果

➤ 実施日

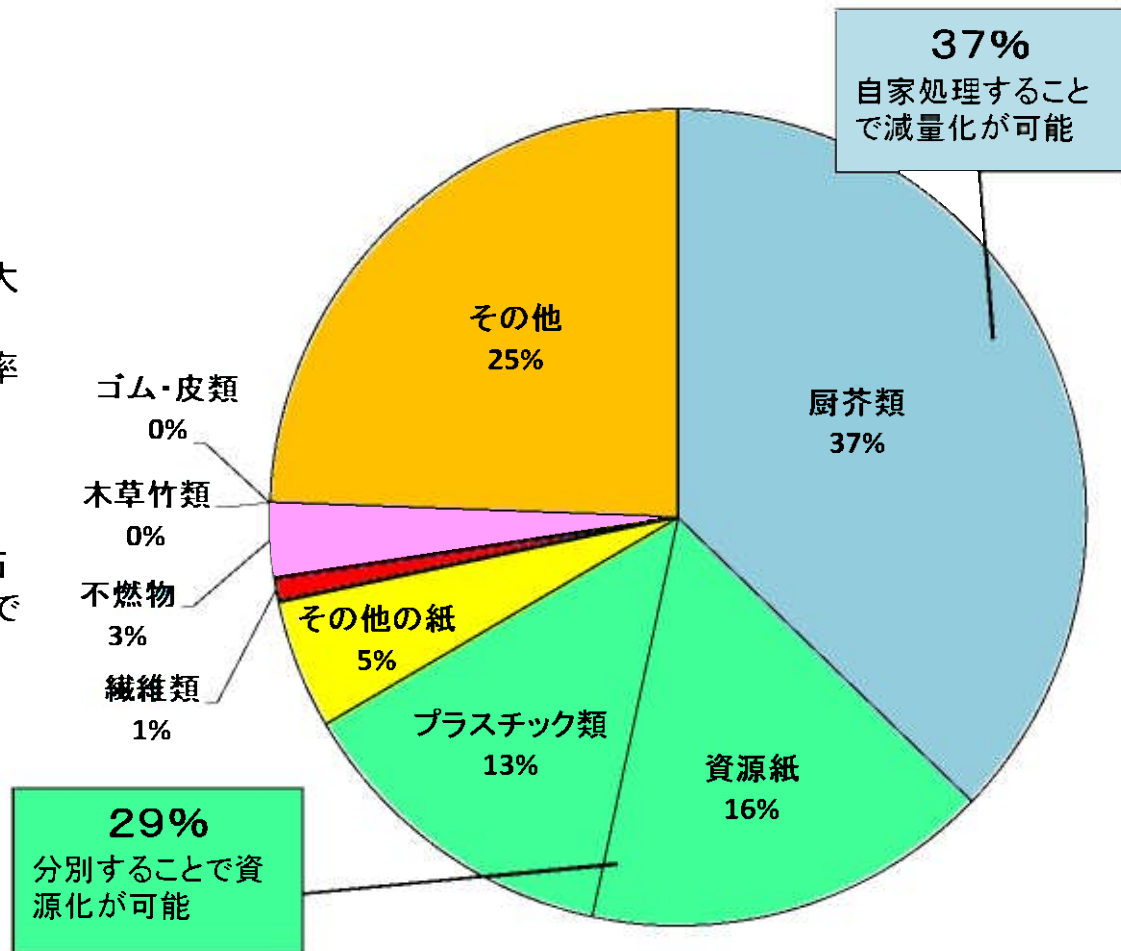
・平成27年5月23日(土)

➤ 実施方法

- ・海老名市内のごみ集積所2カ所から大袋5袋、中袋5袋を無作為に抽出。
- ・内容物を品目毎に仕分けし、重量比率を求める。

➤ 分析結果

- ・厨芥類(生ごみ)は全体の約37%を占めており、生ごみ処理機等により減量化できるもの。
- ・資源となる紙類とプラスチック類が約30%含まれており、分別するだけで減量が図られる。



事業系ごみの組成分析結果

➤ 実施日

-平成28年10月8日(土)

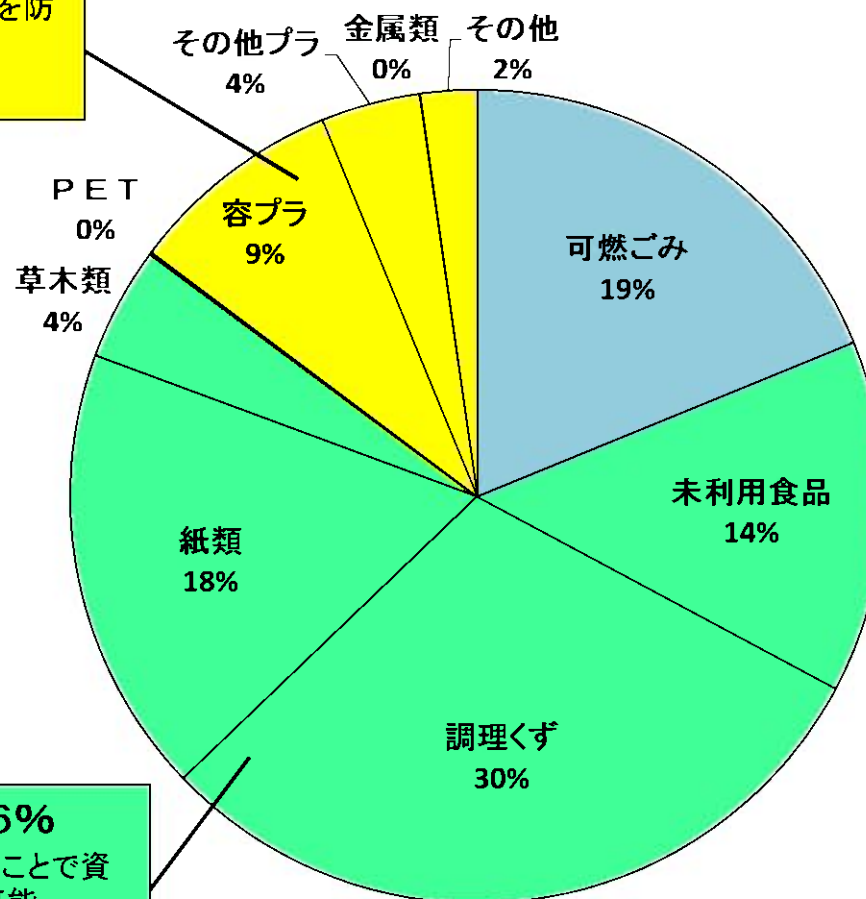
➤ 実施方法

- 海老名市内事業所から搬入されるごみを、無作為に50^{*}抽出。
- 内容物を品目毎に仕分けし、重量比率を求める。

➤ 分析結果

- 塵芥類(生ごみ)は全体の約45%、紙類は約20%を占めており、分別して資源化処理ルートへ流すことで、大きな減量が図られる。
- プラスチック類も約10%強混入しており、産業廃棄物として排出するだけで1割の削減が図られる。

15%
分別の徹底で混入を防ぐ(指導)



66%
分別することで資源化が可能(協力要請)

本市におけるごみ減量化・資源化の主な取り組み

	減量施策	導入時期
①	廃びん(酒店)の資源再利用	S51
②	粗大ごみ戸別有料収集開始	S56
③	使用済み乾電池分別収集開始	S59
④	粗大ごみ自己搬入開始(手数料無料)	S62
⑤	「缶・紙・布・びん」を月1回収集開始	H3
⑥	生ごみ処理機設置費補助事業開始	H5
⑦	牛乳パック分別収集開始	H6
⑧	透明・半透明ごみ袋導入	H9
⑨	ペットボトル分別収集開始	H10
⑩	ミックスペーパー分別収集開始	H12
⑪	容器包装プラスチック・廃食油・食品トレイ分別収集開始	H13
⑫	燃やせるごみの収集を週3回から週2回へ	H17
⑬	電動式生ごみ処理機補助額の引き上げ	H22
⑭	非電動式生ごみ処理機補助額の引き上げ	H26
⑮	ミックスペーパー品目拡大	H28
⑯	木製家具のRPF化	H28
⑰	布団のRPF化	H28
⑱	分別品目検索システムの導入	H29

行政主導の減量策には限界がある

ごみ減量に向けて...

行政

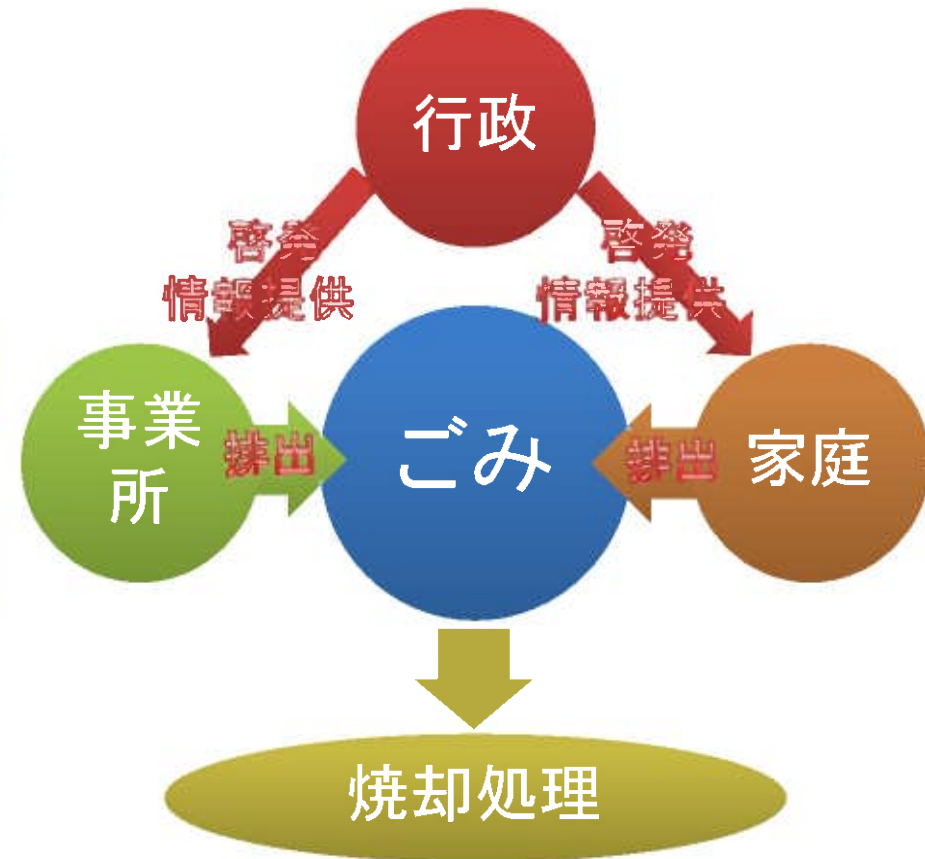
- 継続的かつ安定的な減量策の検討・実施
- 情報提供の拡充、分別の啓発

家庭

- 分別の徹底
- 生ごみの減量(水切りの励行・生ごみ処理機の活用)

事業所

- 適正排出
- 新たな資源化ルートでの処理(資源の分別)



市民、事業者、行政が一丸となった取り組みの推進が必要

廃棄物に関する市民・事業者・行政の役割

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)

(国民の責務)

第二条の四 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例(抜粋)

(市の責務)

第3条 市は、減量化及び資源化に関し市民の自主的な活動の促進を図り、廃棄物の発生及び排出の抑制並びにその適正処理の推進に必要な措置を講ずるとともに、地域の清潔の保持の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、その廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の発生及び排出を抑制し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分し、再生品等の使用及び活用を図り、廃棄物の分別排出の促進等により減量化及び資源化をし、廃棄物の適正処理及び排出場所等地域の清潔の保持を推進するとともに、その実施に当たっては、相互に協力するよう努めなければならない。

今後の家庭ごみの減量化策

専門部会で検討が必要と思われる項目

① 家庭ごみの有料化

- 2割程の減量効果が見込まれる
- ごみ量に応じた負担の公平性を確保
- 持続可能な減量意識(動機づけ)が図られるなど

② 戸別収集

- 排出者が明確になり、分別等の個別指導が可能
- 高齢化等によるごみ出し対策
- 有料化と合わせた施策
- 高齢者等の見守り

③ 資源品目の拡大

- 現在の可燃ごみの中から資源となる品目(剪定枝等)を分別回収とすることで、減量が図れる

④ 新たな市の支援策・支援の拡大

- 生ごみ処理機補助制度の見直しなど

⑤ 市民への情報提供方法

- ごみ量等の数値を広く周知することで、減量への意識づけが図られる

事業系ごみ減量化策と課題

①適正排出に向けた学習機会【海老名市】

産業廃棄物と一般廃棄物、資源物の分別の徹底、適正処理

②資源化ルートの確立【事業所】

飲食店や食品加工業から多く排出される厨芥類の資源化

③ごみ減量化・資源化協力店制度【海老名市】

排出抑制に取り組む小売店等への有料店支援

④排出事業所指導【海老名市】

多量排出事業所等への分別指導

⑤組成分析の実施【海老名市】

現状把握、減量対策のデータを取得し、事業所へ周知する

⑥展開検査の強化【高座】

搬入禁止物対策（ペナルティ付加）

⑦搬入手数料の改定【高座】

値上げによる排出抑制が図れる

粗大ごみ基準の改正について【諮問】

1 基準を次のように改正



2 改正の目的と効果

①可燃ごみの減量を図る。

今まで可燃ごみ、不燃物として集積所に出されていた50cm以上1m未満の物を粗大ごみの対象とすることで、再生品となる木製家具類が増え、焼却処理施設へ搬入される量が削減される。
また、再生品とならない木製家具類についても、分解してRPF化施設(市内業者)へ搬入し資源化をすることにより、可燃ごみの減量を図る。

②排出抑制効果による可燃ごみの減量を図る。

不用品を廃棄物とする前に、必要とする方へ譲る(リサイクルショップの活用)など選択するなど、物を大事にする意識を持ってもらうことにより、排出抑制を図る。

③周辺市との粗大ごみ基準のバランス確保を図る。

県内の自治体で一辺1m以上を粗大ごみ基準としているのは海老名市のみのため、他市との粗大ごみ基準のバランスを確保する。

3 手数料

粗大ごみは条例で定められた手数料を徴収しています。今回の粗大ごみ基準の改正に伴い新たに手数料区分を設定し、条例も改正します。

手数料(1点の価格)



4 新手数料区分の根拠

現在の粗大ごみ手数料とその処理にかかる費用をベースに算出。
併せて座間市、綾瀬市との価格とのバランスを考慮し価格設定した。

5 改正時期

粗大ごみとして出された不燃物の処理をしている資源化センターでは、平成29年12月中に大規模改修工事の着工を予定しておりますが、粗大ごみ基準改定に伴う駆け込み需要が推測されることから、工事に支障をきたすことがないように工事着手前の12月1日の施行としたい。

6 今後のスケジュール

- ・環境審議会(粗大ごみ答申)
- ・議会(条例改正) 平成29年9月議会上程
- ・施行 平成29年12月1日(金)

神奈川県内市別ごみ処理手数料

(平成29年4月1日現在)

市町村名	収集料金	搬入料金	粗大ごみ基準
横浜市	26円/kgを基準として品目別に設定。200円、500円、1000円、1500円2200円	(収集料金に含む)	金属製品・電気製品は30cm、それ以外のものは 50cm
川崎市	大きさ別200、500、1000円/個		30cm 以上
相模原市	1kgにつき25円を基準として品目別に規則で定める額(200円、500円、1000円、1500円)	搬入1回につき120円、搬入量が10kgを超えるときは超える部分について10kgにつき120円	50cm 以上
横須賀市	品目により500～2,000円	10kgまでごとに150円	おおむね 50cm 以上2m以下
平塚市	品目別	10円/kg	0.2㎡以上
鎌倉市	粗大ごみ 1個につき600円 大型粗大ごみ 1個につき1200円	粗大ごみ 1個につき300円 大型粗大ごみ 1個につき600円	おおむね 50cm 以上
藤沢市	大型500円/個、特別大型1,000円/個	大型500円/個、特別大型1,000円/個	おおむね1辺の長さが 50cm 以上2m未満
小田原市	1,000円の証紙	25円/kg	容量が45リットルの袋に収納できないもののうち、幅、高さ又は奥行の長辺の長さが4メートル以下、3辺の長さの合計が5メートル以下、重量が100キログラム以下
茅ヶ崎市	大型ごみ(50cm～2m未満500円/個)、特定粗大ごみ(1m～2m未満1,000円/個)、特定粗大ごみ(50cm未満で危険性があるもの500円/個)	一般ごみに同じ	おおむね 50cm を超え2m未満
逗子市	600円/個 1,200円/個	150円/10kg	50cm 以上2m未満
三浦市	500円/個 2,500円/個	15円/kg	50cm 以上2m未満
秦野市	650円/個	300円/個	おおむね 50cm を超えるもの
厚木市	1点500円 特定粗大ごみ1点1000円	1点300円 特定粗大ごみ1点600円	50cm 以上
大和市	500円/個 大型1000円/個	200円/10kg	おおむね 50cm を超えるもの
伊勢原市	500円/個	300円/個	一辺が 50cm 以上
座間市	500円/個	持込は受けていない	おおむね 50cm を超えるもの
綾瀬市	700円/個	300円/個	50cm 以上2m未満
南足柄市	1,200円/個	240円/10kg 要破砕360円/10kg	50cm 以上2m未満で100kg以下
海老名市	700円/個	300円/個	縦・横・高さの合計が2mを超える物